

香芝市懸垂幕の掲示に関する要綱を次のように定める。

令和7年7月22日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市懸垂幕の掲示に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市役所（香芝市役所の位置を定める条例（平成3年条例第8号）に規定する香芝市役所をいう。以下同じ。）における懸垂幕の掲示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲示する懸垂幕)

第2条 掲示することができる懸垂幕は、政治的中立性が確保できるもの、宗教性がないもの及び公序良俗に反しないもので、次に掲げるものとする。

- (1) 香芝市（以下「市」という。）が行う施策の周知に関するもの
- (2) 市の公益の増進に顕著な功績があった者（団体を含む。）に関するもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(掲示方法)

第3条 懸垂幕は、香芝市役所の懸垂幕昇降装置により掲示する。

(掲示期間)

第4条 懸垂幕の掲示期間は、1月とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(仕様等)

第5条 懸垂幕の仕様は、別図のとおりとする。

2 懸垂幕に表示する内容は、できる限り繰り返し掲示できるものとなるよう工夫しなければならない。

(掲示申請等)

第6条 懸垂幕を掲示しようとする課室の長（以下「所管課長」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、市長公室秘書広報課長に合議の上、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 懸垂幕を掲示する目的
- (2) 懸垂幕の掲示期間
- (3) 懸垂幕の完成予定図

2 所管課長は、前項の規定により懸垂幕の掲示の決裁を受けたときは、市長公室秘書広報課の職員の立会いの上、懸垂幕を掲示するものとする。

(掲示の中止等)

第7条 所管課長は、懸垂幕の掲示を中止するときは、市長公室秘書広報課長に合議の上、市長の決裁を受けなければならない。ただし、強風等による急迫した危険があるときは、市長の決裁を受ける前に、懸垂幕の掲示を中止することができる。

2 所管課長は、第4条の規定による掲示期間が経過したときは、速やかに懸垂幕を除去しなければならない。

(庶務)

第8条 懸垂幕の掲示等に関する庶務は、市長公室秘書広報課において処理する。

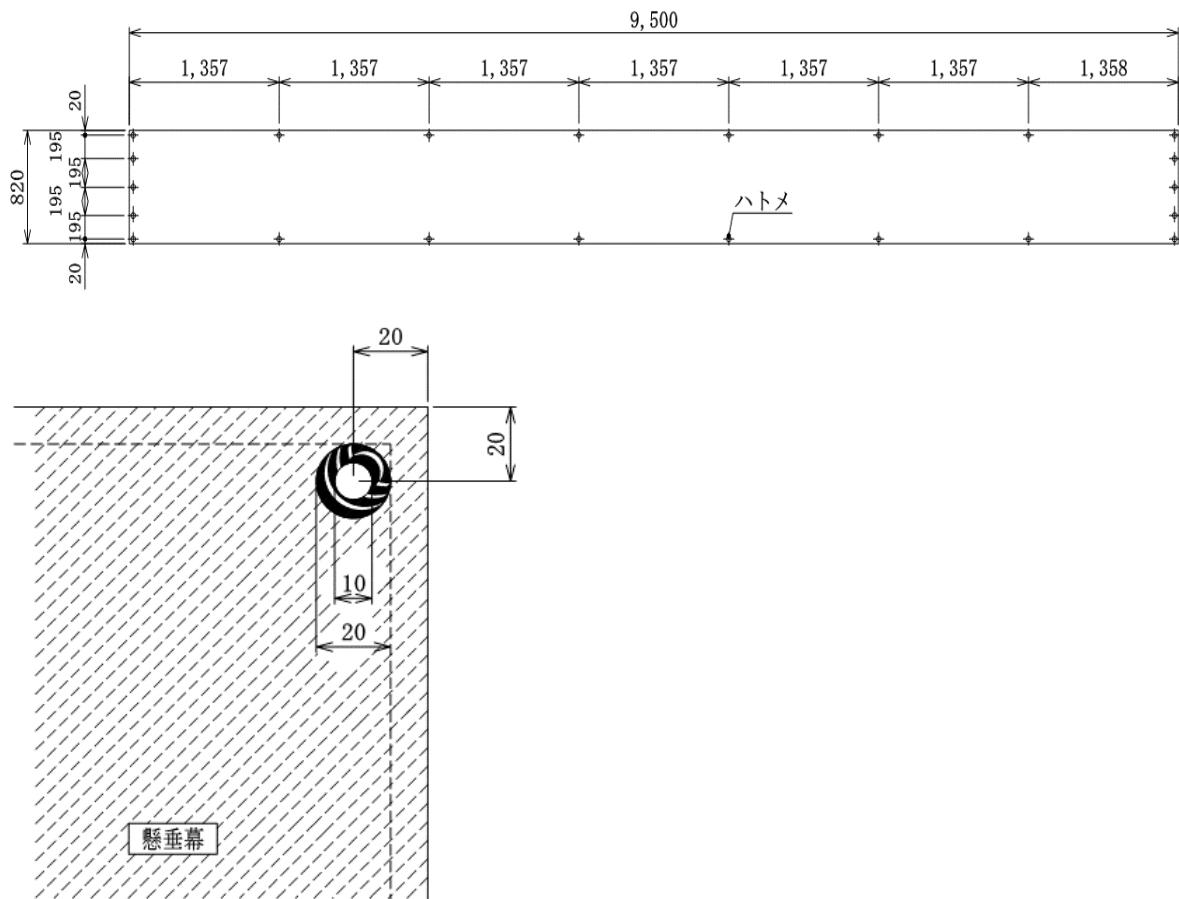
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別図（第 5 条関係）



備考 単位は、ミリメートルとする。